

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 4 月 9 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
エイスクエア
草津市西渋川一丁目 23 番 1 号
- 2 提出された意見の概要
草津市からの意見
 - (1) 夜間の騒音予測について、綾羽高校の周囲 50m 付近である b ~ e 地点においては規制基準値が 5 dB 減となる。減じた基準を超える騒音予測値が出ている原因となっている B 10 発電機については、遮音壁設置などの吸音措置を行うか、低騒音型の機器を使用するなどの対策を検討すること。
 - (2) 今後騒音等の苦情が発生した場合は、付近住民と調整の上、適切な対策を行うこと。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目 13-30
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
 - (2) 縦覧期間
平成 20 年 4 月 9 日から平成 20 年 5 月 9 日まで